

1 道路の整備促進

道路は、住民の日常生活を支えるとともに、地域間の連携及び交流の活性化、また、産業振興の基盤として不可欠なものであります。

特に狭隘、急峻な地形が多い本県においては、道路の重要性は極めて大きいにもかかわらず整備水準が低いため、観光シーズンの渋滞、冬期間の通行止め、雪崩の危険及びスリップ事故の多発等住民生活に多大な支障をきたしており、未だ遅れている道路整備は喫緊の課題であります。

よって、道路の整備促進について、下記事項の実現を図るよう強く要望します。

記

- 1 直轄国道等の整備促進を図ること。
- 2 地方が真に必要としている道路整備が遅れることのないよう、地方の道路整備財源を確保すること。

2 高規格幹線道路等の整備促進

高規格幹線道路は、国民生活の向上、活力ある国土の形成や災害時における緊急輸送、救急医療などにとって欠くことのできない重要な社会基盤であるとともに、地域産業の振興と文化の交流を飛躍的に発展させるものであります。

よって、高規格幹線道路等について、下記事項の実現を図るよう強く要望します。

記

- 1 中部横断自動車道(佐久～静岡)の整備促進を図ること。
- 2 中部縦貫自動車道(松本～福井)の整備促進を図ること。
- 3 三遠南信自動車道(飯田～浜松)の整備促進を図ること。
- 4 地域高規格道路(松本系魚川連絡道路・伊那木曾連絡道路)の整備促進を図ること。

3 河川の整備促進

本県においては、千曲川、天竜川等全国有数の河川を有し、河川延長も長く、急峻な地形と脆弱な地質のため、台風や梅雨前線などによる集中豪雨の際には、堤防の決壊や河川の氾濫により大災害を受ける恐れがあります。そのため、住民の生命や財産の安全を確保するためには、河川整備は緊急の課題であります。

よって、河川の整備促進について、下記事項の実現を図るよう強く要望します。

記

- 1 護岸整備等、河川の整備促進を図ること。
- 2 町村が管理する防災上重要な準用河川や沢の改修について、財政支援措置を講じること。

4 砂防事業の整備促進

地形が急峻で地質が脆弱である本県においては、土砂災害危険箇所が極めて多く、毎年多くの土砂災害が発生しております。

住民の生命・財産を守り、将来にわたり災害のない安心して暮らせる地域づくりは、行政の極めて重要な責務であります。

よって、砂防事業の整備促進について、下記事項の実現を図るよう強く要望します。

記

- 1 砂防堰堤の整備など砂防事業を積極的に促進すること。
- 2 土砂災害特別警戒区域のうち、特に災害時に住民が孤立する危険のある地域については、優先的に必要な砂防事業・地すべり対策事業・急傾斜地崩壊対策事業を進めること。

1 道路の整備促進

県内町村にとって、県道及び県が管理する国道（以下「県道等」という。）は、地域の幹線道路及び生活道路として住民生活に不可欠なものであります。また、年間を通じて県外観光客が大型バスやマイカーで県内各地を訪れていることから、一旦渋滞や事故などが発生すると県民生活のみならず県内産業にとっても大きな影響が発生する恐れがあります。

急峻な地形が多い本県においては全国的にみても改良が遅れている路線が多く、改良を必要とする箇所などについては、例年「ボイス81」における町村長からの要望や県議会への陳情、また、期成同盟会の要望活動により県に対して働きかけているところでありますが、改めて下記事項の実現を図るよう強く要望します。

記

- 1 県道等の整備促進及び未着手区間の早期着手を図ること。特に、代替道路がないために災害時の通行止めなどで緊急時に支障をきたす道路については、早期に代替道路を整備すること。
- 2 県道等における橋梁の補修、架け替え、耐震補強等、安全維持のために必要な整備を促進すること。
- 3 県道等の歩道の整備を図るとともに、歩道除雪区間を延長すること。
- 4 県道等において、急峻でスリップしやすい箇所への無散水消雪施設の整備促進及び凍結防止対策の充実を図ること。

2 高規格幹線道路等の整備促進

高規格幹線道路は、国民生活の向上、活力ある国土の形成や災害時における緊急輸送、救急医療などにとって欠くことのできない重要な社会基盤であるとともに、地域産業の振興と文化の交流を飛躍的に発展させるものであります。

よって、高規格幹線道路等について、下記事項の実現を図るよう強く要望します。

記

- 1 中部横断自動車道(佐久～静岡)の整備促進を図ること。
- 2 中部縦貫自動車道(松本～福井)の整備促進を図ること。
- 3 三遠南信自動車道(飯田～浜松)の整備促進を図ること。
- 4 地域高規格道路(松本系魚川連絡道路・伊那木曾連絡道路)の整備促進を図ること。

3 河川の整備促進

本県においては、千曲川、天竜川等全国有数の河川を有し、河川延長も長く、急峻な地形と脆弱な地質のため、台風や梅雨前線などによる集中豪雨の際には、堤防の決壊や河川の氾濫により大災害を受ける恐れがあります。そのため、住民の生命や財産の安全を確保するためには、河川整備は緊急の課題であります。

よって、住民の安全を守るため、護岸整備等、河川の整備促進を図るよう強く要望します。

4 砂防事業の整備促進

地形が急峻で地質が脆弱である本県においては、土砂災害危険箇所が極めて多く、毎年多くの土砂災害が発生しております。

住民の生命・財産を守り、将来にわたり災害のない安心して暮らせる地域づくりは、行政の極めて重要な責務であります。

よって、砂防事業の整備促進について、下記事項の実現を図るよう強く要望します。

記

- 1 砂防堰堤の整備など砂防事業を積極的に促進すること。
- 2 土砂災害特別警戒区域のうち、特に災害時に住民が孤立する危険のある地域については、優先的に必要な砂防事業・地すべり対策事業・急傾斜地崩壊対策事業を進めること。

5 豪雪地帯対策の強化

豪雪地帯は、降雪の状況により、家屋の倒壊、交通網の寸断など多大な被害をもたらされる恐れがあり、それらの状況に応じて適切に対応できる豪雪対策が必要です。

よって、豪雪地帯における県道等の歩道設置、推雪帯の確保等、道路整備を推進するとともに、道路の除雪、防雪及び凍雪害防止対策を積極的に実施するよう強く要望します。